

■【トピックス】
TPP大筋合意？



TPP交渉も佳境に入り年末合意に向けて大筋合意がされたと報道されています。しかし、大筋合意という言葉は日本のマスコミだけで使われているようです。交渉参加国のマスコミでこれに類する言葉は使われていません。

大筋合意という言葉は、日本の官僚が使い始めたのがもとのようです。米国では来年の大統領選挙に向けて反TPPの風が吹き始めています。本当に合意できるのか、まだまだ不透明ですね。

■【ビジネス・アイ】
使用人兼務取締役退職金！

社長 「そろそろ総務部長を取締役に昇格しようと考えているんだけど、何か注意することってあるかなあ？」

花野 「そうですね。まず総務部長は使用人としての身分は退職せずに、使用人取締役として処遇されるという理解でよろしいですよね」

社長 「今、考えているのは、よくある取締役総務部長というのを考えているよ。今の時点で退職金を支払うとかいうことは考えていないよ」

花野 「そうすると取締役を退任される時に、使用人分の退職金も支払われるということですね」

社長 「そういうことになるね」

花野 「それであるならば、役員退職慰労金規程を見直して、兼務役員が5年以内に退任する場合には退職慰労金を支払わないというふうに変更しておきましょう」

社長 「変更しないと何か、まずいことになるの？」

花野 「役員等に就任して5年以内に退任すると退職金の税金計算上不利になります」

社長 「そうなんだ。具体的にどういうことなの？」

花野 「兼務役員の場合、使用人としての退職金と役員としての退職金を明確に区分しておく必要があります。明確に区分していないと使用人の退職金と役員退職金が合算されて不利に取り扱われる可能性があります。そのために規程を改訂します」

社長 「そういうことなんだね」

■【今月のキーワード】
役員等の退職所得

退職所得の計算は、収入金額から控除額を控除した金額を1/2にします。このように収入を1/2に圧縮します。これに税率を掛けますから計算される税金はかなり低く抑えられます。

しかし、役員等で勤続年数が5年以下の場合には、この1/2の適用がありません。そのため税率を掛けて計算される負担が倍になることとなります。

なお、勤続年数の計算では、1年未満の端数がある場合には、その端数を1年に切り上げますので注意が必要です。

■【今月の1冊】

『マイナンバー制度の実務と業務フローがわかる本』
社会保険労務士法人 名南経営 著
日本実業出版社 ¥1600

マイナンバー通知カードの配布が始まりました。しかし、未だに制度の内容が理解されているとはいえない状況にあります。

マイナンバー関連の書籍も多数販売されていますが、なかなか良い本がありません。その中でこの本は、想定される実務に即して書かれていて、この時期、制度の概略を理解するには最適な1冊だと思います。



■【編集後記】

公認会計士協会の視察旅行でタイのバンコクへ行ってきました。内容の濃い視察でタイに対する認識を改めました。20年前に仕事で行った時とは情勢は様変わりしています。やはり現地に赴いて生の情報に接することが大切だと痛感しました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.104（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2015.11.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>